

iKeeper 申込書

私は、iKeeper 登録規約を確認のうえ、貴社に対して iKeeper への登録を申し込みます。

年 月 日

住所

氏名

印

iKeeper 登録規約（抄）

第1条（目的）

本規約は、iKeeper（第2条に定めるものをいう）が、株式会社あいいりぺ（以下「当社」という）が提供するあいいりぺ（第2条に定めるものをいう）に登録し、顧客に修理サービスを提供することに関し、当社と iKeeper との間の契約関係につき定めることを目的とする。

第3条（当事者の独立性等）

- 1 当社及び iKeeper は、それぞれ独立した事業者であり、当社は iKeeper に対して、デバイスの修理を希望する者との間のマッチングの機会を提供するに過ぎず、本契約は、iKeeper に対して、当社の代理人、受任者、共同経営者、従業員又は使用人たる地位を付与するものではない。
- 2 当社は、iKeeper の債務を保証ないし引き受けるものではない。
- 3 iKeeper は、自己の判断と経営責任のもとで、デバイス修理業を営むに過ぎず、当社はその売上又は成功を保証するものではない。

第5条（初期研修、登録の申込及び承諾）

- 1 iKeeper となることを希望する個人及び法人並びに団体（以下「iKeeper 希望者」という）は、当社が主催する当社所定の研修を最低1回受講しなければならない。また、研修に参加するための交通費・宿泊費等については、iKeeper が負担する。
- 2 iKeeper 希望者は、本規約の内容を理解し、承諾したうえで、当社所定の申込書に所定の事項を記入のうえ、署名・押印して、当社に当社所定の研修及び本契約の締結を申し込む。
- 3 iKeeper 希望者は、前項の研修の内容を十分に理解し、一定の技術を習得したと当社が認めた場合に iKeeper となることができる。当社は、iKeeper 希望者が当社所定の研修を受講したにもかかわらず、その研修の内容を十分に理解し、かつ、一定の技術を習得したと認められない場合には、当該 iKeeper 希望者を iKeeper となることに承諾しない。なお、この場合であっても、当該研修の受講料等の返金は行わない。
- 4 iKeeper 希望者は、第1項に定める研修受講後、当社所定の各種書類を提出し、本契約に定める登録金及び研修費を支払わなければならない。
- 5 当社は、iKeeper 希望者が提出した申込書その他の書類の内容、本条に定める研修の習得状況等を勘案して、当該 iKeeper 希望者を iKeeper と認定してあいいりぺへ登録するか否かを決定する。当社が iKeeper 希望者の申込を承諾したときに、当社と iKeeper 希望者との間で本契約が成立する。

第7条（登録金）

- 1 iKeeper は、当社に対して、あいいりぺへの登録費、マニュアル等のノウハウの開示、当社の商標その他営業上の象徴の使用許諾及び修理サービス開始の支援等の対価として当社所定の登録金を支払う。
- 2 iKeeper は、登録金を支払った後は、いかなる理由によっても、当社に対して、その返還を求めることができない。

第8条（ロイヤリティ）

- 1 iKeeper は、当社に対してあいいりぺを通して受注した修理サービスに関する売上（消費税抜き）の当社所定の利率に相当する金額に消費税額を加算した金額を顧客紹介及び標章の使用等のロイヤリティとして支払う。

第9条（パーツの売買）

- 1 iKeeper は、当社に対して当社所定の方法で、パーツの購入を申し込むことができる。
- 2 当社が前項の申込につき当社所定の方法で受注の意思を表示したときに、当社と iKeeper の間に当社が受注の意思を表示した種類、数量のパーツにつき売買契約が成立する。なお、当社は、iKeeper の全ての申込に対して、受注する義務を負うものではなく、iKeeper は、パーツの供給が困難になる事態が生じることを承諾する。
- 3 当社は、iKeeper からの注文を承諾した後でも、iKeeper の信用状態が悪化した場合等には、納品を中止することができる。
- 4 iKeeper は、修理に使用するパーツを当社から購入することがあいいりぺ全体の水準と統一されたイメージを維持するために必要かつ有益であることを認識し、あいいりぺを通じて受注したデバイスの修理サービスに際しては、当社から購入したパーツのみを使用するものとし、他のパーツを使用することはできない。iKeeper が当該規定に違反した場合には、当社に対して違約金 100 万円を直ちに支払うものとする。
- 5 iKeeper が前項の規定に違反し、顧客との間において何らかのトラブルが生じた場合、iKeeper は自らそれに関する一切の責任を負い、当社に迷惑をかけないことを保証する

第331条（本規約の変更）

- 1 当社は、本契約の遂行上必要と認める場合には、iKeeper の承諾を得ることなく本規約を変更できる。
- 2 当社が、本規約の変更内容を iKeeper に通知又は当社の WEB 上で公表した後において、iKeeper があいいりぺから修理サービスを受注した場合、当社からパーツを購入した場合及び当社が本規約の変更内容を iKeeper に通知又は WEB 上で公表した後 3 ヶ月経過した場合には、iKeeper は新しい規約を承諾したものとする。

以上